

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年9月までの期間、16年5月から17年2月までの期間及び18年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月から10年9月まで
② 平成16年5月から17年2月まで
③ 平成18年5月から同年9月まで

平成9年8月にA社を退職したので、B市役所で国民年金の加入手続きを行い国民年金に加入した。

国民年金の加入手続きを行ったときに、「収入が少ない場合は国民年金保険料の免除申請ができる。」と市役所の担当者から説明を受け免除申請の手続きを行った。

申立期間①については、国民年金の加入手続きを行った時に免除申請の手続きを行ったことを覚えており、申立期間②及び③については、加入手続きの際、市役所の担当者から「免除申請は口頭で良い。」と言われ、口頭で免除申請の手続きを行ったことを覚えているのに、いずれの申立期間とも免除期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年8月に遡って国民年金に加入する旨の手続きを10年7月頃B市役所で行い、C町（平成17年1月にB市と合併）に転出した同年11月9日に国民年金保険料の免除を申請したことが、オンライン記録並びにB市及びC町の被保険者名簿により確認できることから、申立期間当時、国民年金保険料の免除は、制度上、免除申請日の属する月の前月から承認されることとなっていたため、申立期間①については国民年金保険料の免除申請ができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②及び③については、厚生年金保険被保険者資

格喪失後の国民年金加入手続の際に役所の窓口において「免除申請は口頭で良い。」と言われたため、口頭で保険料の免除申請を行ったと供述しているが、制度上、失業を理由として免除を申請する場合は、離職票等失業したことを確認できる書類の添付が必要である上、B市では、国民年金保険料の免除申請を口頭で受け付けていた事実は確認できないことから、申立期間②及び③に係る国民年金保険料の免除が承認されたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 51 年 3 月まで
昭和 51 年 1 月頃、父が A 市 B 区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。
国民年金の加入手続と同時に、父が A 市 B 区役所で昭和 50 年 8 月まで遡って保険料を納めたと聞いている。
申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 10 月に払い出されたことが確認でき、申立期間は、同手帳記号番号払出時点において、過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の父親からは、納付したとする保険料額等について具体的な供述を得ることができないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 556

第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月

平成11年8月に父が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

国民年金保険料は、私の分と弟の分を父の預金口座から口座振替で納付していた。

口座振替を解約したことはなく、申立期間の国民年金保険料が弟の分は納付済みとされているのに、私の分は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は父親の預金口座から口座振替で納付していたと申し立てているが、申立人が提出している父親の預金口座の出入金記録によると、平成14年3月に一人分（*円）の国民年金保険料が口座振替されているが、この振り替えされた保険料は申立人の弟の同月分の国民年金保険料であると確認でき、このほかに申立人の国民年金保険料が同口座から振り替えされたことをうかがわせる事情は確認できない。

また、申立人は平成14年2月25日にA町からB町に住所を変更していることが確認できることから、申立期間において、A町は口座振替により、申立人の国民年金保険料を徴収することができなかったものと考えられるとともに、申立期間の国民年金保険料は納付書により納付することが可能であるが、申立人及びその父親は申立期間の保険料を納付書で納付したことは記憶に無いと供述しており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。